

公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱について 新旧対照表

現行	改正案
<p>第一 債権譲渡の承諾に係る方針 (略)</p> <p>第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続</p> <p>1 債権譲渡の承諾申請 (略)</p> <p>2 申請内容の確認</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 請負者が使用した印が、工事請負契約書に押印したものと同一であること。</p> <p>なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ J V 案件の場合は、J V の名称、J V の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載が J V 協定書と一致していること。また、J V の代表者が使用した印は、契約書に押印したものと同一であること。</p> <p>なお、この場合において、J V の構成員の押印は不要である。</p> <p>また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と一致していること(※ J V の各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、J V 構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 契約変更の場合の取扱</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 工事代金債権計算書の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認する。</p> <p>また、請負者の印と工事請負契約書の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理</p>	<p>第一 債権譲渡の承諾に係る方針 (略)</p> <p>第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続</p> <p>1 債権譲渡の承諾申請 (略)</p> <p>2 申請内容の確認</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 請負者が使用した印が、工事請負契約書又は<u>受付票</u>に押印したものと同一であること。</p> <p>なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ J V 案件の場合は、J V の名称、J V の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載が J V 協定書と一致していること。また、J V の代表者が使用した印は、<u>契約書、受付票又は使用印鑑届</u>に押印したものと同一であること。</p> <p>なお、この場合において、J V の構成員の押印は不要である。</p> <p>また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と一致していること(※ J V の各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、J V 構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 契約変更の場合の取扱</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 工事代金債権計算書の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認する。</p> <p>また、請負者の印と工事請負契約書又は<u>受付票</u>の印が同一であるか確認し、誤りがない</p>

する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

(4) (略)

8～10 (略)

別記第1号様式

工事請負契約書の使用印

別記第2号様式～別記第11号様式 (略)

別記第12号様式

工事請負契約書の使用印

別記第13号様式 (略)

場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

(4) (略)

8～10 (略)

別記第1号様式

印

別記第2号様式～別記第11号様式 (略)

別記第12号様式

印

別記第13号様式 (略)

(附則)

この「公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱いについて」は、令和6年12月11日から施行する。